

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第245号
平成28年7月19日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

漁業協同組合等からの暴力団排除の推進について

標記の件については、これまで漁業協同組合（以下「組合」という。）及び漁業協同組合連合会（以下、併せて「組合等」という。）の役員及び清算人（以下「役員等」という。）からの暴力団排除を実施中のところ、この度、水産庁では、組合等からの暴力団排除をより一層推進するため、農林水産大臣が定める漁業協同組合模範定款例（以下「模範定款例」という。）に暴力団員等の組合への加入を禁止する規定等を新設し、全国の都道府県知事あてに通知したところであり、各都道府県警察においては、下記事項に配意し、関係行政庁等との連携を強化して組合等からの暴力団排除の取組を支援されたい。

なお、別添のとおり、本日付けで、水産庁長官から「漁業協同組合からの暴力団排除への対応について」（平成28年7月19日28水漁第521号。別添1）が発出されているので参考とされたい。

記

第1 組合等の役員等からの暴力団排除

組合等の役員等からの暴力団排除については、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）の規定に従い、次のとおり運用されたい。

1 組合等の役員等の欠格事由

組合等の役員等の欠格事由として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が規定されている（法第34条の4第1項第5号）。

2 行政庁からの意見聴取及び警察からの意見陳述

- (1) 行政庁は、組合等の役員等が暴力団員等に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警察庁長官又は警察本部長（以下「警察庁長官等」と

という。)の意見を聴くことができる(法第127条の5)。

- (2) 警察庁長官等は、組合等の役員等が暴力団員等に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が当該組合等に対して適切な措置をとることが必要であると認めるときは、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができる(法第127条の6)。

3 意見聴取及び意見陳述の要領

(1) 法第127条の5に基づく意見聴取及び意見陳述

行政庁からの意見聴取は、組合等の役員等が暴力団員等に該当する疑いがあると認められる場合に、当該組合等の行政庁が主務大臣である場合には警察庁長官に対して、都道府県知事である場合には警視総監又は道府県警察本部長に対して、別紙1の文書により行われる。

意見を求められた警察庁長官等は、所要の調査を行い、概ね30日以内に、別紙2又は別紙3の文書により意見陳述を行うものとする。

(2) 法第127条の6に基づく意見陳述

適切な措置をとることを求める意見陳述は、当該意見に係る組合等の主たる事務所を管轄する警察本部長から都道府県知事に対して、別紙4の文書により行う。

行政庁が主務大臣(農林水産大臣)である組合等については、警察庁長官から主務大臣(農林水産大臣)に対して意見を述べることとなるので、組合等の役員等が暴力団員等に該当すると疑うに足りる情報を入手した都道府県警察は、警察庁(当課)に当該情報を提供すること。

4 運用上の留意事項

(1) 行政庁からの通知

行政庁からの意見聴取に対する意見陳述及び行政庁に対して適切な措置をとることを求める意見陳述に基づく行政庁の措置結果については、当該意見陳述を受けた行政庁から、意見陳述を行った警察庁長官等に通知される。

(2) 積極的な意見陳述

各都道府県警察は、事件検挙等各種警察活動を通じて得た情報を精査、分析し、本規定の積極的活用による暴力団排除の推進に努めること。

第2 組合の組合員からの暴力団排除

従前、組合の組合員からの暴力団排除については、模範定款例第15条第1項第3号に、組合員の除名事由として、

この組合の事業を妨げる行為をしたとき（暴力団員等、暴力団員等がその事業を支配する者及び暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者である当該組合員が、この組合又は他の組合員に損害を与え、又は損害を与えるおそれのある行為をしたときを含む。）

と規定され、暴力団員等の属性要件に加えて、行為要件がある場合に初めて除名措置が講じられてきたところ、今般、水産庁においては、組合員からの暴力団排除を一層推進するため、組合員たる資格を有する者が暴力団員等又は暴力団員等がその事業を支配する者（以下「暴力団員等又は事業支配者」という。）である場合には、法第25条の組合加入拒否理由に該当するものと整理した上で、それらの者の組合への加入を禁止する旨の規定を模範定款例に追加し、属性要件のみをもって組合員から排除できることとした。

1 改正点

(1) 模範定款例第9条の2「暴力団員等の排除」の追加

ア 第1項（属性による排除）

暴力団員等又は事業支配者は、この組合に加入することができない。

イ 第2項（表明確約書の徴収）

組合への加入申込書には、暴力団員等又は事業支配者に該当しないことの表明及び将来にわたっても該当しないことの確約を記載した書面を添付しなければならない。

(2) 模範定款例第15条第1項第5号「除名事由」の追加

第9条の2第2項の表明又は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

2 情報提供の要領

(1) 組合から行政庁に対し、当該組合の組合員が暴力団員等又は事業支配者である疑いがあるとして警察に対する意見照会の要請等が行われ、当該行政庁において調査をした結果、当該組合員がそれらに該当する疑いがあると認めるときは、当該行政庁から警察に対し、該当性に関する情報提供依頼がなされるので、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号）に基づき、情報提供の必要性等について個別に判断し、適切に対応する。

(2) 行政庁からの情報提供依頼及び行政庁への情報提供の要領については、前記第1の3「意見聴取及び意見陳述の要領」に準じ、行政庁から警察庁長官等に

対する情報提供依頼は別紙5の文書により、警察庁長官等からの情報提供は別紙6又は別紙7の文書により行うものとする。

3 運用上の留意事項

- (1) 模範定款例の一部改正に伴い、改正後に組合への新規加入を希望する者が暴力団員等又は事業支配者である場合及び、改正後に組合に加入した者が後にそれらに該当する者と判明した場合は、当該者について属性をもって組合から排除・除名することが可能となるが、改正前からの既存組合員に関しては、改正前と同様、行為要件に該当する場合に限り除名が可能であることに注意すること。
- (2) 組合員の除名については当該組合の総会による決議を要するが、法第122条、第123条及び第124条を根拠として、行政庁が当該組合に対して改善命令等を行うことにより、排除の実効性が担保されることとなる。
- (3) 各都道府県警察において、現に暴力団員等又は事業支配者により組合の事業活動が妨げられているなどの情報を入手した場合や、組合から直接その旨の相談がなされた場合には、本規定の積極的な活用に努めるほか、行政庁と連携の上、対応要領等についての的確な助言、指導を行うとともに、必要に応じて検挙、行政命令の発出など、適切な措置を講じること。

別紙 1

(意見聴取を行う場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

警 察 庁 長 官
〇〇県警察本部長 殿

農林水産大臣 印
〇〇県知事

水産協同組合法第127条の5の規定による意見聴取について

下記組合の役員等について、水産協同組合法（以下「法」という。）第34条の4第1項第5号に該当する疑いがあると認められるため、法第127条の5の規定に基づき、意見を聴取します。

記

- 1 漁業協同組合等の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 役員等の住所、氏名及び生年月日
- 4 意見聴取の理由

(注) 「意見聴取の理由」は、役員等が暴力団員等に該当する疑いがあると認める具体的な内容を記載するとともに、理由書等を添付すること。

別紙 2

(欠格事由に該当しないと認められる場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿
〇〇県知事

警察庁長官 印
〇〇県警察本部長

水産協同組合法第127条の5の規定による意見について

水産協同組合法（以下「法」という。）第127条の5の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号により意見を求められた件については、法第34条の4第1項第5号に該当する事由があるとは認められません。

別紙 3

(欠格事由に該当すると認められる場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿
〇〇県知事

警察庁長官 印
〇〇県警察本部長

水産協同組合法第127条の5の規定による意見について

水産協同組合法（以下「法」という。）第127条の5の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

(例)

意見聴取に係る役員等（氏名）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であることから、法第34条の4第1項第5号に該当する事由が認められる。

別紙 4

(適切な措置を求めるための意見陳述を行う場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇日

農林水産大臣
〇〇県知事 殿

警察庁長官 印
〇〇県警察本部長

水産協同組合法第127条の6の規定による意見について
水産協同組合法（以下「法」という。）第127条の6の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 漁業協同組合等の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 役員等の住所、氏名及び生年月日
- 4 法第34条の4第1項第5号に該当する事由の有無に係る意見

(例)

上記組合の役員等（氏名）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるため、法第34条の4第1項第5号に該当する事由があると認められることから、適切な措置をとる必要があると認める。

別紙 5

(意見照会を行う場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

警 察 庁 長 官
〇〇県警察本部長 殿

農林水産大臣
〇〇県知事 印

〇〇漁業協同組合の組合員等に関する意見照会について
下記組合員等について、〇〇漁業協同組合定款第△条に規定する排除・除名対象者に該当する疑いがあると認められるため、意見照会します。

記

- 1 漁業協同組合の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 組合員等の住所、氏名及び生年月日
- 4 意見照会の理由

(注) 「意見聴取の理由」は、組合員等が暴力団員等又は事業支配者に該当する疑いがあると認める具体的な内容を記載するとともに、定款、理由書等を添付すること。

組合員等とは、組合員及び組合員になろうとする者をいう。

別紙 6

(排除・除名事由に該当しないと認められる場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿
〇〇県知事

警察庁長官 印
〇〇県警察本部長

〇〇漁業協同組合の組合員等に関する意見について
平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号により意見を求められた件については、排除・除名対象者に該当する事由があるとは認められません。

別紙 7

(排除・除名事由に該当すると認められる場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿
〇〇県知事

警察庁長官 印
〇〇県警察本部長

〇〇漁業協同組合の組合員等に関する意見について
平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号により意見を求められた件について、
下記のとおり回答します。

記

(例)

意見聴取に係る組合員等(氏名)は、〇〇漁業協同組合定款第△条に規定する排除・
除名対象者に該当する事由が認められる。

都道府県知事 へ

水産庁長官

漁業協同組合からの暴力団排除への対応について

このことについては、「漁業協同組合模範定款例の一部改正について」（平成28年7月19日付け28水漁第521号）により通知されたところであるが、今般、その運用について警察庁と協議の上、漁業協同組合からの暴力団員等の排除の意見照会等の要領を下記のとおり定めたので、御了知の上、適切に運用されたい。

記

1 今回の改正の概要

漁業協同組合（以下「組合」という。）等からの暴力団の排除への対応については、別添「漁業協同組合等からの暴力団排除への対応について」（平成20年4月1日19水漁第3942号）に基づき、役員等の欠格事由としての排除等を行ってきたところである。

今般の模範定款例改正では、組合からの暴力団の一層の排除を進めるため、組合員たる資格を有する者であっても、当該者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業を支配する者については、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第25条の「正当な理由」に基づき、組合への加入を禁止することができることが明記された。

あわせて、虚偽の申告により上記の者が組合に加入した場合には、総会の議決により当該者を組合から除名することができることも明確にされた。

なお、今回の改正内容は、定款の改正後に組合に加入しようとする者にのみ適用され、改正前に組合員となった者については、従来どおり組合の事業を妨

げる行為をした場合に模範定款例第15条第3号により除名することができる点
に留意願いたい。

2 組合からの意見照会の手続等

- (1) 組合は、新たにその組合員になろうとする者に対して、暴力団員等又は暴力団員等がその事業を支配する者に該当しないことの表明等を記載した書面を、加入申込書と併せて提出させることとする。
- (2) 組合は、当該者の組合への加入前又は加入後を問わず、その申告が虚偽であることについて疑わしき理由があると認める場合には、行政庁に対し、意見照会の要請を行うものとする。
- (3) 行政庁は、(2)による組合から意見照会の要請等があった場合、申告が虚偽である疑いがあると判断できるときには、
 - ア 行政庁が主務大臣の場合にあつては警察庁長官に
 - イ 行政庁が都道府県知事の場合にあつては当該都道府県を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に対して、別添様式1により、疑いがあると認めるに至った理由等を記して意見を照会することとする。
- (4) 行政庁は、警察庁長官、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察庁長官等」という。）から回答があった場合、その回答を組合に通知するとともに、申告が虚偽であった場合には、当該者の組合への加入の防止又は組合からの除名が確実に行われるよう、組合に対して必要な指導・監督を行うものとする。

また、行政庁は、回答を踏まえて組合がとった措置を、別添様式2により警察庁長官等に通知するものとする。

3 運用上の注意

本通知の運用については、警察との協力が不可欠であるため、日頃から警察との連携を適切に図り、組合からの暴力団排除の実効性につき、より一層の確保に努められたい。

また、警察庁長官等からの回答については、複写を含め直接組合に交付することがないように取扱願いたい。

(様式1)

番 号
年 月 日

警察庁長官 殿
(警視総監又は道府県警察本部長)

農林水産大臣
(都道府県知事)

〇〇漁業協同組合の組合員等に関する意見照会について

下記組合の組合員等について、〇〇漁業協同組合定款第△条に規定する排除・除名対象者に該当する疑いがあると認められるため、意見照会します。

記

- 1 漁業協同組合の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 組合員等の住所、氏名及び生年月日
- 4 意見照会の理由

(備考)

※ 「意見照会の理由」は、組合員等が暴力団員等に該当する疑いがあると認められる具体的な内容を記載するとともに、定款及び参考資料を添付すること。
組合員等とは、組合員及び組合員になろうとする者をいう。

(様式2)

番 年 月 日 号

警察庁長官 殿
(警視総監又は道府県警察本部長)

農林水産大臣
(都道府県知事)

〇〇漁業協同組合の組合員等に対する措置について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により回答があった件について、下記の措置を講じましたので、通知します。

記

- 1 漁業協同組合の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 組合員等の住所、氏名及び生年月日
- 4 措置内容

※ 具体的な措置を講じなかった場合にもその旨を記入する。

(参考1)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(都道府県知事)

警察庁長官
(警視総監又は道府県警察本部長)

〇〇漁業協同組合の組合員等に関する意見について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により意見を求められた件については、排除・除名対象者に該当する事由があるとは認められません。

(備考)

※ 当該回答は、複写を含め直接組合に交付することがないよう取扱願いたい。

(参考2)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(都道府県知事)

警察庁長官
(警視総監又は道府県警察本部長)

〇〇漁業協同組合の組合員等に関する意見について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

記

(例)

意見照会に係る組合員等(氏名)は、〇〇漁業協同組合定款第〇条に排除・除名対象者に該当する事由が認められる。

(備考)

※ 当該回答は、複写を含め直接組合に交付することがないよう取扱願いたい。